

神奈川県たばこ対策推進検討会 委員名簿

(別紙)

分野	氏名	所属
学識者 (医療・公衆衛生)	望月 友美子	公益財団法人 日本対がん協会 参事・ 国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策情報センターたばこ政策支援部 客員研究員
学識者 (医療・公衆衛生)	曾根 智史	国立保健医療科学院 次長
学識者(法律)	玉巻 弘光	東海大学 名誉教授
学識者(社会)	山本 佳世子	電気通信大学大学院情報理工学研究科 教授
関係団体 (医療)	笹生 正人	公益社団法人神奈川県医師会 理事
関係団体 (経済)	稲垣 良一	一般社団法人神奈川県商工会議所連合 会 専務理事
関係団体 (経済)	飯島 文男	神奈川県中小企業団体中央会 副会長
市町村	須藤 典久	神奈川県都市衛生行政協議会 (逗子市福祉部長)
市町村	亀井 正人	神奈川県町村保健衛生連絡協議会 (寒川町健康子ども部健康・スポーツ課 長)
市町村	室山 孝子	横浜市健康福祉局健康安全部 保健事業課健康づくり担当課長
県民	山崎 弘子	神奈川県食生活改善推進団体連絡協議 会 会長
県民	高井 佳代子	健康づくり普及推進団体 健康ふじさわ 監査役

(任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日)

神奈川県たばこ対策推進検討会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県における受動喫煙防止等のたばこ対策の取組みについて、専門的見地から検討するため、「神奈川県たばこ対策推進検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

(1) 神奈川県における受動喫煙防止等のたばこ対策の取組みに関すること

(2) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下、「条例」という。)の施行状況に関すること

(3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、保健医療部長が選任する次の委員12名以内で構成する。

(1) 学識者 4名以内

(2) 関係団体 3名以内

(3) 市町村 3名以内

(4) 県民 2名以内

2 委員の任期は、選任の日から2年間とし、再任を妨げないものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第4条 検討会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選任し、副座長は、委員の中から座長が指名する。

3 座長は、会務を総理し、必要に応じ検討会を招集する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取)

第5条 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討会は、特定の事項の検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の構成、庶務その他の事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 検討会の事務は、健康医療局保健医療部健康増進課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初の検討会の招集は保健福祉部長が行う。

3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

神奈川県たばこ対策推進検討会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、神奈川県たばこ対策推進検討会（以下、「検討会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の決定等）

第3条 一般の定員は、10人以内とし、会議の都度、座長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 検討会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選（先着順）により傍聴人を決定する。

（傍聴席に入場することができない者）

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

（秩序の維持）

第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

（実施細目）

第8条 この要領に定めのない事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）検討委員会傍聴要領（平成19年11月27日施行）は廃止する。